



## 地域福祉に関するアンケート調査を実施しました

市では、平成31(2019)年3月に策定した「第2次あま市地域福祉計画及び第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の見直しに向けて、アンケート調査を実施しました。

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進し、地域に住む一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉推進の主役である市民の役割、関係機関等が行う地域での取り組み、行政による支援策などをまとめたものです。

アンケート調査は、令和4年10月に市内在住の18歳以上の方3,000人(無作為抽出)を対象とし、郵送で実施しました(有効回収率37.3%)。

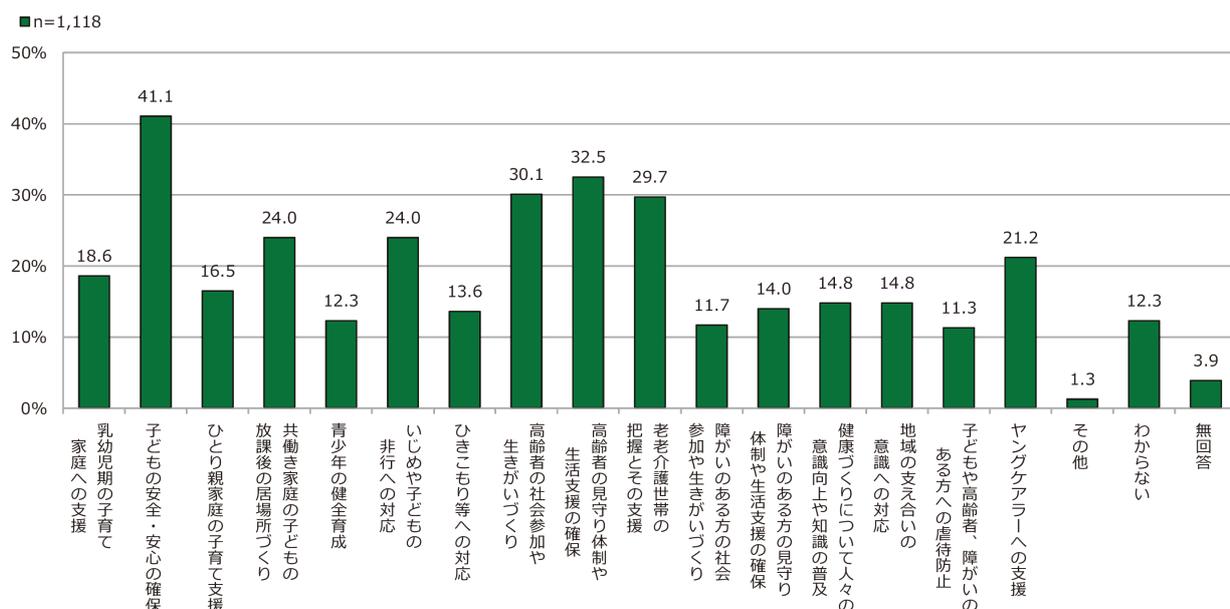
### ◆調査結果(抜粋)

問「あなたも含め、地域住民が優先的に取り組んでいきたい地域の課題や問題として、どのようなことがあると思いますか。(複数回答可)」

※図中の「n」は、回答者数を示します。

「子どもの安全・安心の確保」が41.1%と最も高く、次いで「高齢者の見守り体制や生活支援の確保」が32.5%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が30.1%となっていました。

高齢化が進み、高齢者に対する支援が課題であると捉える市民が多い中で、あま市の未来を担う子どもたちの安全・安心の確保がより重要な課題だと捉えられていると考えられます。



問合せ先 社会福祉課 ☎444・3135 FAX444・1074

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで労務に服することができず、給与等の支払いを受けることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

**適用期間** 令和2年1月1日から令和5年5月7日まで

**申請期限** 労務に服することができなかった日の翌日から2年を経過する日まで

適用期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響で労務に服することができなかった期間がある方は、お問い合わせください。

問合せ先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555